

お知らせ News **高齢者向け福祉サービスの申請が始まります**

☎本庁舎高齢福祉課 内2722

高齢者を対象とした次のサービスを受けるためには、毎年申請が必要です。4月1日(水)から令和2年度分の申請を受け付けますので、本庁舎高齢福祉課または各庁舎地域振興課で手続きしてください。



高齢者サービス	内容	対象	申請に必要なもの
はり・きゅう・マッサージ等 施術費助成事業	1回につき1,000円の助成券を年間6枚交付	①70歳以上の方 ②65歳以上で、身体障がい者手帳1・2級の交付を受けている方	申請書・本人確認ができるもの(健康保険証・身体障がい者手帳など)
要介護高齢者巡回 理・美容券交付事業	理・美容師による訪問散髪の助成券(1枚2,500円)を年間5枚交付	65歳以上で、要介護4・5の認定を受けた在宅の方	申請書・印鑑・介護保険被保険者証
在宅高齢者 介護用品支給事業	紙おむつなどの介護用品と引き換えできるサービス券を月5,000円を限度に交付	市民税非課税世帯に属する要介護4・5の認定を受けた65歳以上の高齢者を、在宅で介護している家族の方	申請書・印鑑・介護保険被保険者証 ※昨年1月1日時点で本市に住所がなかった方は、個人番号が分かるもの
在宅高齢者紙おむつ用ごみ袋 支給事業	紙おむつ用燃えるごみの指定袋(小袋)と引き換えできる支給券(2か月分で20枚)を交付	在宅高齢者介護用品支給事業を利用している方	

※申請書は、本庁舎高齢福祉課・各庁舎地域振興課にあります。

募集 Recruit **市職員採用試験**

☎本庁舎総務課 内2315

《令和2年7月1日採用》

- 職種・採用予定人員 土木2人程度
- 試験日 5月10日(日)および11日(月)
- 申込受付期間 4月10日(金)まで

《令和2年8月1日採用》

- 職種・採用予定人員 行政事務3人程度、保健師1人程度
- 第1次試験日 5月10日(日)
- 申込受付期間 4月10日(金)まで

※受験資格など詳しくは、市ホームページまたは受験案内をご覧ください。



お知らせ News **いきいき長寿ポイントの手続きをお願いします**

☎市社会福祉協議会 ☎21159

令和元年度中にたまったスタンプの「ポイント付与」および付与されたポイントを換金する「活用の申し出」の受け付けを4月から行います。いきいき長寿ポイント事業に登録している方は、忘れずに手続きしてください。

- 受付期間 4月1日(水)～5月29日(金) ※平日のみ 午前8時30分～午後5時15分
- 受付場所 市社会福祉協議会(北中川原)
- 申込方法 いきいき長寿ポイント手帳・印鑑・振込先の通帳を持参のうえ、手続きしてください。

お知らせ News **もうお済みですか？ 自動車・軽自動車の変更手続き**

☎本庁舎税務課 内2127・2128・2129

自動車税・軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の車検証に登録されている内容で課税されます。

区分	自動車税【県税】	軽自動車税(種別割)【市税】		
分類		◆251cc以上のバイクを所有している方	◆126cc以上250cc以下のバイク ◆軽自動車を所有している方	◆原動機付き自転車 ◆125cc以下のバイク ◆小型特殊自動車を所有している方
注意事項	※納税通知書は5月上旬に発送予定です。 ※被災された方は、減免等の対象になる場合があります。	※軽自動車税(種別割)には月割課税はありません。 4月2日以降に名義変更しても1年分の軽自動車税(種別割)が課税されます。 ※納税通知書は5月中旬に発送予定です。		
移転・抹消登録などの窓口	福島運輸支局登録部門 ☎050-5540-2015 白河自家用自動車協会 ☎23850	福島運輸支局登録部門 ☎050-5540-2015 白河自家用自動車協会 ☎23850	軽自動車検査協会《軽自動車》 ☎050-3816-1837 県軽自動車協会《バイク》 ☎024-546-2577 白河自家用自動車協会 ☎23850	本庁舎税務課 内2121・2125 各庁舎地域振興課 表郷 ☎2111 大信 ☎462113 東 ☎342112
問い合わせ先	県南地方振興局県税部 課税第二チーム ☎21519			

使用していない、住所が変わった、他人に譲渡したなど、登録内容に変更が生じた場合は、**3月末までに**必ず所定の手続きをしてください。

手続きをしないと、令和2年度分も今年度と同様に課税されるので注意しましょう！



お知らせ News **ごみの適正な分別と排出**

☎本庁舎環境保全課 内2165

ごみ集積所は、利用する地域単位での管理となっており、違反ごみが出されると、管理をする方に多大な迷惑が掛かります。違反ごみをなくし、市民の皆さんが気持ちよく利用できるよう、また、環境保全のためにも、ごみの適正な「分別」と「排出」にご協力をお願いします。

《ごみの出し方》

ごみは指定袋に入れて収集日の午前8時30分までに、指定の集積所に出してください。
粗大ごみは、クリーンセンターに自己搬入または戸別収集により処分してください。

《集積所に出せないごみ》

法律で、次のごみは集積所に出すことができません(細かく砕いても回収できません)。それぞれの処分方法に従い、正しく処分してください。
●テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機 処分にはリサイクル券が必要となります。郵便局でリサイクル券を購入のうえ、自己搬入または戸別収集により処分してください。



●農業の空容器 家庭菜園やガーデニングなどで使用した農業の空容器は、本庁舎環境保全課または各庁舎地域振興課で無料回収しています。キャップや容器をしっかりと洗浄したうえで、持参してください。

《令和2年度ごみ収集カレンダー》

ごみの収集日や分別方法が分かるカレンダーは、町内会を通じて各家庭へ配布しています。また、市ホームページに掲載しているほか、本庁舎環境保全課・各庁舎地域振興課にもあります。